

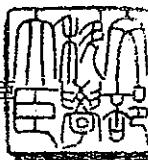


第48回原子力委員会
資料第3-1号

20諸文科科第2057号
平成20年11月19日

原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣



独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）の原子炉の設置変更（J M T R（材料試験炉）原子炉施設の変更）について（諮問）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長岡崎 俊雄から平成20年7月11日付け20原機（大施）004をもって申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合しているものと認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。

（別紙）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請に係る変更は、J M T R 原子炉施設について、使用済燃料の処分の方法の変更及びその他用語の統一などによる記載の適正化を行うものである。

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本申請に係る変更は、使用の目的を変更するものではなく、当該施設の使用済燃料の処分の方法について、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している米国に引き渡すと変更するものである。

したがって、当該施設が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請に係る変更は、1. に示したとおりであり、原子力政策大綱（平成17年10月11日原子力委員会決定）における「試験研究炉の使用済燃料の取扱いについては、個別の状況を踏まえつつ、その取扱いを、合理性を考慮しつつ検討すべきである。」とする方針に沿ったものである。

したがって、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は、使用済燃料の処分の方法の変更であり、施設・設備の変更はないことから、工事を伴わないため、資金を必要としない。

したがって、当該施設を設置変更するための必要な経理的基礎への影響はないものと認められる。

